

平成27年（行ウ）第2号 年金額減額処分取消請求事件

原告 増田修治 外23名

被告 国

移送申立ての却下決定を求める要請

2015年8月4日

鳥取地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士

高

橋

敬

幸

同

高

橋

真

一

同

大

河

陽

子

同

柴

田

摩

耶



要 請 の 趣 旨

厚生労働大臣が2013年（平成25年）12月4日付でした老齢基礎・厚生年金の改定（減額）決定（以下、「本件処分」という。）に対し、その取消しを求める年金減額決定取消請求事（以下、「本件取消訴訟」という。）が全国25地方裁判所に提起され、原告数は合計で約3300名に上っている。

これに対し、国は、貴裁判所をはじめとする地方裁判所に対し、原告らの住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所への移送を求める申立を行った。

各地の本件取消訴訟において、国が、原告らの住所地の地方裁判所で審理することを拒否し、原告らの住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に移送を申し立てることは、管轄に関する行政事件訴訟法の解釈を誤り、原告らの裁判を受ける権利をはじめとする憲法上の権利を侵害するものである。

よって、われわれは、別紙賛同者名簿記載の全国の原告代理人を代表して、御庁が国の移送の申立を却下する決定を行うことを要請する。

要 請 の 理 由

1 原告らの住所地の地方裁判所に管轄があると解すべきである

（1）行政事件訴訟法第12条3項による管轄

本件処分は、平均標準報酬額及び保険料納付期間に基づいて厚生労働大臣により決定された。これは、そもそも、原告らが住所地の年金事務所に対して裁定請求書を提出し、厚生労働大臣が裁定手続きを行ったことを前提としている（厚生年金保険法第33条、国民年金法第16条）。したがって、原告らの住所地の年金事務所は、行政事件訴訟法第12条3項の、「事案の処理に当たった下級行政機関」に当たるのであって、原告らの住所地に管轄がある。

（2）合意管轄

社会保険審査会委員長は、「保険者が行った処分の取消し又は当審査会が

行った裁決の取消しの訴えは、・・・国を被告として、お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」と記載する通知書面を、裁決書とともに、原告らの一部に送った。原告らはこの教示を受けて住所地の地方裁判所に本件取消訴訟を提起したのであり、合意管轄が成立している。

(3) 応訴管轄

仮に上記(1)、(2)により原告らが居住する地域の地方裁判所に管轄がないとしても、移送の申立てが第3項に記載するとおり、原告ら及び原告らが居住する地域の住民の憲法上の権利を侵害するものであることからすれば、被告国は、憲法上の権利を擁護する義務(憲法第99条)を負っているのであるから、原告らが居住する地域の地方裁判所で応訴するべきである。

2 移送申立ては憲法に違反する

(1) 裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害

原告らの多くは高齢者であり、かつ、年金収入以外に収入がない者が多い。

そして、原告らの年金収入は、原告らが通常の生活をするには、十分な額ではない。だからこそ、原告らは、一人当たり月額数千円の減額処分に対し、憲法違反を主張して本件取消訴訟を提起したのがある。

にもかかわらず、原告らが住所地以外の高裁所在地を管轄する地方裁判所で裁判をしなければならないとすれば、原告らは、本件訴訟によって求めた利益をはるかに超える高額な移動費用を負担しなければならなくなり、かつ、高齢者であるにもかかわらず、長時間の移動を強いられることとなる。

原告らの年齢及び収入からすれば、原告らが高裁所在地を管轄する地方裁判所で裁判をすることは実質的にはきわめて困難である。移送申立ては、原告らの裁判を受ける権利を侵害するものである。

(2) 地元住民の知る権利(憲法21条1項)の侵害

原告らは、本件処分の取消しを求めて本件訴訟を提訴しているが、原告らと同じように年金額の減額処分を受けた高齢者は数千万人に及ぶ。

本件訴訟は、そのような多数の高齢者の利益を代弁している。本件訴訟はまた、今後の年金制度の在り方を左右する裁判として、若い人々の関心をも集めている。そのため、原告らが住所地の地方裁判所で裁判をすることは、その地域に住む住民にとって、原告らの裁判を傍聴することにより、自身の

利益に関する裁判の経過を知る意味がある。

このように、住民が原告らの裁判を傍聴して、自身の利益にもかかわる年金裁判の帰趨を知ることが、知る権利の一内容として、憲法21条1項が保証しているものである。

しかし、高裁所在地を管轄する地方裁判所でのみ裁判が行われるとすれば、原告らの住所地に住む住民の多くは、裁判を傍聴することができず、原告らの裁判の経過に接することができなくなる。これは、原告らの住所地に住んでいる他の住民の知る権利を侵害するものにほかならない。

3 信義則に反する教示内容の意図的な変更

先述したとおり、社会保険審査会委員長は、「保険者が行った処分の取消し又は当審査会が行った裁決の取消しの訴えは、・・・国を被告として、お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」と教示する文書を裁決書とともに原告らに送付した。その数は約1万7000通にのぼっている。

ところが、本件訴訟が提起され、国が移送申立を行った直後から、教示の内容が「保険者が行った処分の取消し又は当審査会が行った裁決の取消しの訴えは、・・・国を被告として、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に提起することができます。」と変更された。

この教示内容の変更は、国が本件訴訟の管轄の問題を有利に運ぶという不当な意図のもとになされたものである。そもそも1万7000通もの教示文書を出した後で、その記載と異なる教示文書を作成し、送付するなどということは、前段未聞の不祥事である。

さらにいえば、そもそも本件訴訟の管轄は原告らがまず選択し、最終的には裁判所が判断すべき事項である。にもかかわらず、行政庁が管轄裁判所を限定する教示文書を作成することは、行政部門の重大な越権行為であり、決して許容されるものではない。

4 結語

以上の通り、国の移送申立ては、法解釈を誤り、かつ憲法に違反するものであるから、われわれは、貴裁判所が申立を却下することを要請する次第である。

【別紙賛同者名簿】

北海道

佐藤哲之 川上 有 笹森 学 池田賢太

青森県

橋場文俊

宮城県

小野寺義象 宇部雄介 染谷昌孝

茨城県

五來則男

群馬県

小林 勝 下山 順 松井隆司 稲富 彬 久保田育大

山梨県

小笠原忠彦 山際 誠 長田清明 雨松拓真 加藤英輔

埼玉県

柳 重雄 青木 努 斎藤耕平 佐々木新一 岡田正樹 野本夏生
佐渡島 啓 野口千晶 増田悠作 川原祐介 石川智士 佐野未央子
長竹直也 柴崎 薫 近藤里沙

千葉県

鈴木 守 船澤弘行 武井久光 藤野喜夫 岩橋進吾

東京都

加藤健次 本田伊孝 今野久子 小部正治 新井 章 湊上 隆 黒岩哲彦
千葉恵子 八坂玄功 山田大輔 鈴木麗加 斎藤園生 関本正彦

神奈川県

高橋由美 高橋 宏 井上 啓

富山県

山本直俊 水谷敏彦 春山然浩 西山貞義

石川県

橋本明夫

長野県

岩下智太郎 山崎泰正 今村義幸 岩下智和 山下 潤 一由貴史 大門嗣
二

岡田和枝 滝澤修一 小池さやか 上條 剛 中島嘉尚 木嶋日出夫
蒲生路子 根岸紘太郎 松村文夫 毛利正道 河嶋恒平 金枝由香里
相馬弘昭 原 正治

静岡県

塩沢忠和 阿部浩基 杉山繁二郎 小川秀世 萩原繁之 大多和暁 藤澤智
実
西ヶ谷知成 外山弘幸 富樫早苗 吉川友朗 佐野雅則 植松真樹 滝川文
人
西澤美和子

愛知県

森 弘典 渥美雅康 吉川哲治 酒井 寛 中川匡亮 山本律宗 新山直行
吉田光利 菊田直樹 安田庄一郎 清水広有

滋賀県

近藤公人 坂梨勝彦 岡村庸靖 杉山佐枝子

京都府

森川 明 藤井 豊 谷 文彰 尾崎彰俊 高木野衣 小笠原伸児 金杉美
和
津島理恵 大脇美保 岩佐英夫 井関佳法 小林義和 佐野就平 高田良爾

大阪府

上山 勤 喜田崇之 渡辺和恵 斎藤真行 井上洋子 高橋早苗 安原邦博

兵庫県

佐伯雄三

和歌山県

芝野友樹 山崎和友 上野正紀

鳥取県

高橋敬幸 高橋真一 大河陽子 柴田摩耶

岡山県

則武 透 古謝愛彦 原 幸徳 宝利陽子

山口県

横山詩士 臼井俊紀 大賀一慶

徳島県

津川博昭 生長拓也 木村 正 遠藤理恵子 犬塚竜也 篠原 健
久米一義 石川量堂 今治周平 小倉正人 林 伸豪 川真田正憲
堀金 博 白川 剛

福岡県

山本一 椎島敏雅

長崎県

武藤智浩

宮崎県

塚本祥雄